

## 東近江市芸術文化祭売店設置運営要項

### 1 趣旨

この要項は、東近江市芸術文化祭（以下「芸文祭」という。）に参加する出演者、関係者及び一般来場者（以下「参加者等」という。）のおもてなしに努めるとともに、芸文祭への来場促進を図るため、東近江市芸術文化祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

### 2 設置場所

設置場所については、実行委員会が定めるものとする。

### 3 設置期間

売店の設置期間は、イベント実施日とする。

### 4 開設時間

開設時間については、実行委員会が定めるものとする。

### 5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗当たり1ブース約10㎡とする。ただし、実行委員会は出店状況等勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 6 運営設備等

出店に伴い、必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の売店出店許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあっては、実行委員会に申出をするとともに、ブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

### 7 経費負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。

(3) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。

なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。

(4) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

### 8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 飲食物（アルコールを除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。

なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。

- (2) 郷土土産品
- (3) 宅配便
- (4) その他実行委員会が必要と認めたもの

9 出店者要件

売店の出店者は、(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請時に1年以上、東近江市内に店舗を有して営業している者
- イ 文化団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
- ウ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件の全てに該当する者

- ア イベント開催日の出店時間中、この要項で定める事項を厳守し、出店すること。
- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 納税義務が履行されていること。
- カ 「東近江市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団、又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

なお、保健所へ模擬店等の食品取扱届出が必要な出店者は、実行委員会に申出をすること。本申請書類の情報を基に、実行委員会が模擬店等の食品取扱届出書を作成し、保健所へ提出する。

## 11 出店者の選定

実行委員会は、前項の規定に基づき出店者の審査を行うとともに、売店の設置目的、イベント参加者等のニーズ、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。

なお、応募数が募集数を超過した場合は、上記内容を基に、実行委員会が出店者を選定する。

## 12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店許可決定通知書（様式第5号）」を交付する。また、出店料の納付を確認した後、「売店出店許可証（様式第6号）」を交付する。

## 13 保健所及び消防署への手続

### (1) 保健所

ア「模擬店等の食品取扱届出書」の保健所への提出については、届出が必要なものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

イ 実行委員会は、出店申請書類の情報を基に、「模擬店等の食品取扱届出書」を作成し、提出するものとする。

なお、出店者は、申請書類の内容と変更する場合は、速やかに実行委員会へ報告すること。

### (2) 消防署

東近江行政組合火災予防条例（昭和47年中部地域消防組合条例第1号）第45条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

## 14 売店責任者

(1) 出店者は、当該従事者の中から責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。

(2) 出店者は、責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。

(3) 責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。

(4) 食品を取り扱う責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。

(4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等を行うこと。

(5) 許可された品目以外のものを販売すること。

- (6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない対象火器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他芸文祭運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

## 16 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される「売店出店許可証（様式第6号）」を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等を表示するところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する場合は、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。  
なお、原則として搬出入車両は、1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、芸文祭運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者は清潔感のある服装を心掛けること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (10) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、速やかに実行委員会に報告すること。  
なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

## 17 管理運営

売店における販売品及び設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 18 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、責任者は、初期対応に当たるとともに直ちに実行委員会に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に

従うものとする。

#### 19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、その交付日から大会終了日までの間に食中毒を発生させたとき。
- (4) 保健所からの指示があったとき。
- (5) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

#### 20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

#### 21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することができない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

#### 22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

#### 23 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

#### 24 その他

- (1) 実行委員会は、売店の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (3) 売店の設置運営に関し、必要に応じてこの要項を準用する。
- (4) 「東近江市芸術文化祭」における売店の設置運営については、この要項を準

用する。

附 則

この要項は令和 8 年 4 月 23 日から施行する。

## 売店出店申請書

年 月 日

東近江市芸術文化祭実行委員会  
委員長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者役職名 \_\_\_\_\_  
及び氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

東近江市芸術文化祭において、東近江市芸術文化祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が運営する会場に売店を出店したいので、東近江市芸術文化祭売店設置要項第 10 項の規定に基づき申請します。

1 出店希望形態 キッチンカー

2 添付書類

(1) 責任者及び従事者の本人確認書類

（運転免許証、マイナンバーカードの写しなど、顔写真のある公的機関が発行したのもの）

(2) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）

※営業許可申請書の写しの場合は、許可が下り次第速やかに実行委員会へ提出すること。

(3) 市税の未納がないことが分かる書類（完納証明書、納税証明書（写し可、発行から 3 箇月以内のもの））

## 売店出店概要書

(ふりがな) 商号又は名称				
(ふりがな) 代表者役職名及び氏名				
代表者生年月日	T ・ S ・ H		年 月 日	
所在地	〒			
連絡先	《電話》	《FAX》		
出店担当者	《氏名》	《電話》		
業種				
主要取扱品目 (該当品目をすべて○で囲んでください)	飲食物（製造加工品）・飲食物（現地調理品）・郷土物産品・宅配便 ・その他（ )			
火気又は燃料等 危険物の使用	有 種類（ ) ・ 無			
出店実績	有（ ) ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日		従業員数	人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無		過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無
販売品目価格等一覧				
No	商品名	予定数量	販売価格	備考（承認番号等）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書

(商号又は名称： )

1 従事者名簿

従事日	責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	備考

- ※ 車両の種類は、「2tトラック」「軽トラック」等を記入してください。
- ※ 備考欄に、車両サイズ（縦・横）等を記入してください。

3 持込備品一覧表

備品名	規格等	持込目的

- ※ 火気又は燃料等危険物の使用を伴う備品を使用する場合は記入してください。  
(発電機、ホットプレート、プロパンガス等)
- ※ 関係機関への届出に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。  
記入がない場合は、火気又は燃料等危険物の使用はできません。

## 誓約書兼承諾書

年 月 日

東近江市芸術文化祭実行委員会  
委員長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名

及び氏名

印

電話番号

東近江市芸術文化祭において、イベント会場への売店出店申請に当たり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、東近江市芸術文化祭実行委員会が本承諾書を似て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請書及び許可後の申請に当たり、東近江市芸術文化祭売店設置要項を遵守します。
- 2 「東近江市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団員及び暴力団並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 販売品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けておらず、市税の滞納もありません。

(連絡担当者)

担当者所属:

担当者氏名:

電話番号:

F A X:

E-mail:

## 売店許可決定通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者役職名及び氏名 様

東近江市芸術文化祭実行委員会  
委員長

東近江市芸術文化祭実行委員会が設営運営する売店の出店について、下記の内容で決定となりました。

### 記

- 1 出店日
- 2 出店会場
- 3 出店形態

## 売店出店許可証

第 号  
年 月 日

屋 号  
代表者 様

東近江市芸術文化祭実行委員会  
委員長  
(公 印 省 略)

年 月 日付で申請があった東近江市芸術文化祭実行委員会が運営する売店の  
出店について、下記のとおり許可します。

### 記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代表者役職名及び氏名	
出 店 許 可 会 場	
出 店 許 可 期 間	
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、東近江市芸術文化祭売店 設置要項を遵守すること。